

平成 28 年（2016 年） 3 月 25 日

報道機関各社 様

## アイヌ施策課における不適正な事務処理に係る告発の結果について

市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課の委託契約に係る事務において、不適正な契約事務処理が行われていたことに関して、北海道警察本部に告発をしておりましたが、この度、その結果の通知があり、関係職員に対する処分を行いましたので、御報告いたします。

市民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止対策はもちろんのこと、信頼回復のため努力してまいります。

### 1 告発結果について

本市が告発した①平成 25 年 3 月 8 日にクルーズ社と契約した「人権啓発用ノート作製業務」、②平成 26 年 8 月 15 日にクルーズ社と契約した「アイヌアートモニュメント紹介リーフレット制作業務」の 2 件につきましては、平成 28 年 2 月 25 日付けで、札幌地方検察庁から、不起訴処分とした旨の通知が送付されました。

### 2 不適正な契約事務処理の内容について

今回の不適正な契約事務処理の概要は、次のとおりです。

- (1) アイヌ施策課の職員が、クルーズ社と契約することを前提として、クルーズ社の社員に対し、業務を行う予定である旨を連絡
- (2) この連絡を受けたクルーズ社の社員が自社の見積書（入札書）と他の被指名業者の見積書（入札書）を持参
- (3) クルーズ社の社員が持参した見積書（入札書）に基づき、アイヌ施策課の職員が、札幌市とクルーズ社の契約事務を行い、契約を締結

### 3 不適正な事務処理が行われた契約について

不適正な事務処理が行われた契約は、次のとおりです。

- (1) 札幌市アイヌ文化交流センター紹介パンフレット作製業務（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度）
- (2) 人権啓発用ノート作製業務（平成 21 年度～平成 24 年度）
- (3) アイヌアートモニュメント紹介リーフレット制作業務（平成 26 年度）

なお、平成 20 年度以前の契約につきましては、文書保存年限経過のため書類の確認はできておりませんが、職員からの聞き取り調査の結果によれば、平成 15 年度以降、2 と同様の不適正な契約事務処理が行われていたとの証言があったところです。

#### 4 不適正な契約事務処理が行われた経緯について

平成 15 年当時、札幌市アイヌ文化交流センターのオープンに当たっては、施設運営や展示物、印刷物の作製につき、様々な意見・要望があり、その調整に多大な時間と労力を要しておりました。こうした状況のなか、当該施設のオープンに向けての印刷物作成の必要が生じた際、調整の相手方のいずれかから発注先としてクルーズ社の推薦がなされました。一方、アイヌ関係の印刷物の作成にあたっては、アイヌの生活文化に関する記述などについて、札幌アイヌ協会に事前に内容を監修してもらう慣行があります。

アイヌ施策課では、①オープンに向けた調整が難航していたこと、②推薦してきたのが調整の相手方だったこと、③クルーズ社に発注すれば作成する印刷物に関するアイヌ協会の監修がスムーズになされることが期待されたことなどから、オープンに向け難航していた調整を進めるためには印刷物をクルーズ社に発注することが得策と判断し、当該業者に発注しました。

また、これ以降、アイヌ関連の印刷物の作製に当たっては、その実績のあるクルーズ社に発注すれば、作成・監修・納品が円滑に進むとの認識がアイヌ施策課内に浸透し、当該業者との不適正な契約を続けてきました。

#### 5 職員の処分について

今回の不適正な契約事務処理に関与した職員に対して、平成 28 年 3 月 25 日付けで懲戒処分を行いました。詳しくは、別紙をご覧ください。

#### 6 損害について

監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めているところです。監査委員の決定後適切に対応したいと考えております。

#### 7 今後の対応について

本件の印刷物の業務の発注方法につきましては、印刷原稿の作成と印刷製本を分離して、印刷製本については契約専門部局による契約とすることによりチェック機能を強化するなどの業務改善を図りました。

また、組織体制としてもアイヌ施策課に課長職 1 名、係長職 1 名を追加配置することなどにより、問題の改善を図りました。

さらに、このような不適正な事務処理を行わないよう、契約事務を担当する職員を対象に研修を実施しておりますほか、文書による注意喚起を改めて行ったところです。

(問合せ先)

1～4 について：市民まちづくり局地域振興部区政課 押見(オミ) 電話 011-211-2252

5 について：総務局職員部人事課 山本 電話 011-211-2072

6・7 について：市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 生野(ハエノ) 電話 011-211-2277

## 札幌市職員の懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要

平成 15 年度から平成 26 年度までの間、市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課が印刷物を発注する際、特定の会社 1 社に他の被指名業者の見積書等も持参させ、当該会社と不適正な契約をしていた。

このような行為は、法令等に従う義務を規定する地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第 33 条の規定に違反する行為である。

#### 2 処 分 日

平成 28 年 3 月 25 日（金）

#### 3 被処分者（平成 15・16 年度は市民局、平成 17 年度以降は市民まちづくり局）

| 当時の職位<br>（カッコ内は現在の所属と職位） | 性別 | 年代    | 処分内容   |
|--------------------------|----|-------|--------|
| 課長職（南区課長職）               | 男性 | 50 歳代 | 減給 6 月 |
| 係長職（西区係長職）               | 男性 | 50 歳代 | 減給 3 月 |
| 係長職（総務局課長職）              | 男性 | 50 歳代 | 減給 2 月 |
| 部長職（観光文化局局長職）            | 男性 | 60 歳代 | 減給 1 月 |
| 課長職（白石区課長職）              | 男性 | 50 歳代 | 減給 1 月 |
| 一般職（厚別区一般職）              | 男性 | 40 歳代 | 減給 1 月 |
| 部長職（西区部長職）               | 男性 | 50 歳代 | 戒告     |
| 係長職（水道局係長職）              | 男性 | 50 歳代 | 文書厳重注意 |
| 一般職（市民まちづくり局係長職）         | 女性 | 40 歳代 | 文書厳重注意 |

#### 4 管理監督責任

- (1) 当時市民まちづくり局局長職（現在副市長） 男性 50 歳代 訓告
- (2) 市民まちづくり局局長職 女性 50 歳代 訓告

問い合わせ：総務局職員部人事課長 山本（電話 211-2072）